

令和6年能登半島地震に係る大阪大学一時奨学金募集要項

(目的)

本奨学金は、学部学生及び大学院学生のうち、標記地震における災害救助法適用地域に居住している主たる学資負担者の罹災により、経済的理由により修学の継続が困難となることがないよう支援を行うことを目的とする。

(申請資格)

本奨学金の申請資格は、以下のすべてに該当する者とする。

1. 学部学生及び大学院学生のうち、標記地震における災害救助法適用地域に居住している主たる学資負担者が罹災した者
2. 地震により、主たる学資負担者が死亡又は行方不明となった者、若しくは主たる学資負担者が居住する自宅家屋が、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた者
3. 被災日以前に令和5年度後期授業料を納付済みの者、若しくは令和5年度後期授業料免除の申請を行い「全額免除」以外の判定を受けた者又は令和5年度後期の学期途中で復学した者

(給付額)

本奨学金の給付額は、授業料免除状況及び罹災状況により26万円以内とし、一時金として給付する(返還の必要なし。)

(受付期間及び提出方法)

受付期間：令和6年3月1日(金)から令和6年3月21日(木)まで

提出方法：吹田学生センター 奨学金担当窓口まで持参又は郵送

《郵送の場合の送付先》

〒565-0871

吹田市山田丘1-1 大阪大学吹田学生センター・奨学金担当 宛

※窓口まで持参の場合、3月21日(木) **17時**を期限とする。

※郵送の場合、**受付最終日の消印有効**とする。

- ・特定記録等、必ず記録が残る方法で郵送のこと。
- ・封筒表面に「一時金申請」と朱書きすること。

(申請書類)

1. 大阪大学一時奨学金申請書(所定様式)
2. 罹災したことを公的に示す証明書(罹災証明書)
3. 申請事由に関する証明書(該当するものがある場合)
死亡診断書、行方不明を証明する書類等
4. 振込依頼書及び通帳の見開きページ等の口座情報(銀行名、口座名義(学生本人に限る。))及び口座番号)がわかるものの写し

※2. 又は3. を受付期間内に提出できない可能性がある場合は、吹田学生センターに速やかに相談すること(特に卒業・修了・退学予定者。)

(選考方法)

申請者のうち「令和6年能登半島地震に係る大阪大学一時奨学金実施要項」に基づき、予算の範囲内で、授業料免除状況及び罹災状況に応じて給付人数と給付金額を決定する。

(結果通知)

選考結果は、3月下旬以降に本人に通知する。

(注意事項)

提出された申請書等は、返却しない。

本奨学金に関する問い合わせ先
教育・学生支援部学生・キャリア支援課
令和6年能登半島地震に係る大阪大学一時奨学金担当
Tel : 06-6879-7084
Mail:gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp